

特別養護老人ホームメディケア千曲中央

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(指定第 2091800140 号)

当施設はご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇◆目次◆◇

1 施設経営法人	2
2 ご利用施設の概要	2
3 居室の概要	2
4 職員の配置状況	3
5 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6 施設を退居していただく場合	17
7 身元保証人について	19
8 苦情の受け付けについて	19
9 第三者評価の受審状況について	20

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大西福祉会
(2) 法人所在地 千曲市大字桜堂 367 番地 3
(3) 電話番号 026-274-7025
(4) 代表者氏名 理事長 大西富佐恵
(5) 設立年月日 平成 28 年 5 月 20 日

2 ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置き、契約者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づく日常生活上の介護及び個別機能訓練等を適切に行うことにより、利用者の心身の機能の維持を図るサービスの提供を行う。
(3) 施設の名称 社会福祉法人大西福祉会
特別養護老人ホーム メディケア千曲中央
(4) 施設の所在地 千曲市大字桜堂 367 番地 3
(5) 電話番号 026-274-7025
(6) 施設長(管理者) 中島好二
(7) 施設の理念 利用者お一人おひとりの尊厳を守り、利用者に「長生きして良かった」、「入居して良かった」と心から喜んでいただける施設をめざします
(8) 開設年月日 平成 29 年 4 月 17 日
(9) 入所定員 29 人 (千曲市民のみ)

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室	39 室 (短期入所 10 室含む)	家具等はご契約者が日頃使い慣れたものをご用意ください
共同生活室	4 室	各ユニットに 1 室
浴室	3 室	特殊浴槽 2 台、個浴 1 台
医務室	1 室	
ロビー	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉施設に設置が義務付けられている施設、設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により居室の変更をお願いする場合があります。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈 主な職員の配置状況 〉

R07.4.1 現在

職種	常勤換算	指定基準
1 施設長（管理者）	1名	1名
2 事務長	0.7名	
3 介護職員	13名	9名
4 生活相談員	1名（介護支援専門員兼務）	1名（兼務可）
5 看護職員	2.2名	1名
6 機能訓練指導員	1名（看護職員兼務）	1名（兼務可）
7 介護支援専門員	1名（生活相談員兼務）	1名（兼務可）
8 医師	1名	必要数
9 管理栄養士	1名	1名（兼務可）

※ 常勤換算…職員それぞれの週あたりの勤務時間総数を、当施設における常勤職員の所定労働勤務時間数で除した数

〈 主な職種の勤務体制 〉

職種	勤務体制
1 施設長	8:30～17:30
2 事務長	8:30～17:30
3 介護職員	早番 7:00～16:00 遅番 10:00～19:00 夜勤 16:00～翌日10:00
4 生活指導員兼 介護支援専門員	8:30～17:30
5 看護職員兼 機能訓練指導員	早番 7:00～16:00 遅番 10:00～19:00
6 医師	毎週1回 午後2時間程度
7 管理栄養士	9:00～18:00

※ 土日祝日、暦上の連休、盆・正月などは、上記と異なる職員配置となる場合があります。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスには、

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただくサービス

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(7・8・9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要> (契約書第4条関係)

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる栄養ケア計画により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食…8:00頃～ 昼食…12:00頃～ 夕食…18:00頃～

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康上及び療養上の管理等

- ・夜間においても、医師や千曲中央病院と連絡、対応できる体制を確保し、健康上の管理等を行います。
- ・医師が医学的知見に基づき、終末期にあると判断したご契約者について、医師がご契約者若しくはご家族に説明し、同意を得たうえで計画を決定し、医師・看護師・介護職員等が共同して、看取りに関する指針に従って看取り介護を行います。

⑤ 個別機能訓練

- ・個別機能訓練の計画については、機能訓練指導員（看護職員兼務）が、ご契約者の心身等の状況に応じて個別機能訓練計画書を作成し、ご契約者又はご家族に説明して、同意を得たうえで決定します。また、個別機能訓練については、機能訓練指導員の他、看護職員・生活相談員・介護職員等が日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、毎日食後に口腔ケアを行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービスの利用料金> (契約書第7条関係)

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金及び各加算料金を加えた額から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

※ 通常の自己負担額は1割負担ですが、ご契約者によっては2割または3割負担の場合もあります。

※ サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

※ 施設の体制や利用者の身体状況の変化等により、加算内容が変更される場合があります。

① 1日当たりのサービスの利用料金（1割負担の場合）

区分	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円
2 うち、介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	682円	753円	828円	901円	971円

② 介護サービス加算の内訳（1割負担の場合）

◎ 日常生活継続支援加算（1日あたり）

要介護度4から5の者の占める割合が70%以上の場合、又はテクノロジーを活用した複数の機器を活用しケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをP D C Aサイクルによって継続して行う場合は、介護福祉士の配置要件を緩和して下記の料金が加算されます。

1 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	460円
2 うち、介護保険から給付される金額	414円
3 自己負担額（1-2）	46円

◎ サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日あたり）

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上配置されている場合、及び勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合は、下記の料金が加算されます。

1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円
2 うち、介護保険から給付される金額	198円
3 自己負担額（1-2）	22円

◎ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1日あたり）

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上配置されている場合、下記の料金が加算されます。

1 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円
2 うち、介護保険から給付される金額	162円
3 自己負担額（1-2）	18円

◎ 看護体制加算（Ⅰ）（1日あたり）

常勤の正看護師を1名以上配置している場合、下記の料金が加算されます。

1 看護体制加算（Ⅰ）	120円
2 うち、介護保険から給付される金額	108円
3 自己負担額（1-2）	12円

◎ 看護体制加算（Ⅱ）（1日あたり）

常勤の正看護師を2名以上配置している場合、下記の料金が加算されます。

1 看護体制加算（Ⅱ）	230円
2 うち、介護保険から給付される金額	207円
3 自己負担額（1-2）	23円

◎ 外泊時費用（1日あたり）

ご契約者が入院又は外泊をされている間、当該ご契約者のためにベッドが確保されている場合、1月に6日を限度（月をまたぐ場合は最大で連続12日を限度）として、下記の料金が加算されます。

1 外泊時費用	2,460円
2 うち、介護保険から給付される金額	2,224円
3 自己負担額（1-2）	246円

※ ただし、ご契約者の同意を得て当該ベッドを短期入所生活介護に利用（空床利用）した期間は、上記利用料金をお支払いいただく必要はありません。

◎ 初期加算（1日あたり）

当施設に新規に入居された方（過去3か月の間、当施設での入退居がない方）及びご契約者が30日を超える入院後当施設に再入居された場合、30日間に限って下記の料金が加算されます。

1 初期加算	300円
2 うち、介護保険から給付される金額	270円
3 自己負担額（1-2）	30円

※ ただし、その間に外泊等をされた期間は外泊時費用をお支払いいただき、初期加算をお支払いいただく必要はありません。

◎ 退所前訪問相談援助加算（1回あたり）

入居者の退居に先立って介護支援専門員、生活指導員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入居者が退去後生活する居宅を訪問し、当該入居者及びその家族等に対して退去後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合、入居中1回に限って加算されます。

1 退所前訪問相談援助加算	4,600円
2 うち、介護保険から給付される金額	4,140円
3 自己負担額（1-2）	460円

◎ 退所後訪問相談援助加算（1回あたり）

入居者の退居後30日以内に当該入居者の居宅を訪問し、当該入居者及びその家族等に対して相談援助を行った場合、退居後1回を限度として加算されます。

1 退所後相談援助加算	4,600円
2 うち、介護保険から給付される金額	4,140円
3 自己負担額（1-2）	460円

◎ 退所時相談援助加算（1回あたり）

入居者及び家族等に対して退居時の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合、入居者一人につき1回を限度として加算されます。

1 退所時相談援助加算	4,000円
2 うち、介護保険から給付される金額	3,600円
3 自己負担額（1-2）	400円

◎ 退所前連携加算（1回あたり）

居宅介護と退居前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合、入居者一人につき1回を限度として加算されます。

1 退所前連携加算	5,000円
2 うち、介護保険から給付される金額	4,500円
3 自己負担額（1-2）	500円

◎ 栄養マネジメント強化加算（1日あたり）

低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した栄養計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し入所者ごとの栄養状態等厚労省に提出し必要な情報を活用している場合、下記の料金が加算されます。

1 栄養マネジメント強化加算	110円
2 うち、介護保険から給付される金額	99円
3 自己負担額（1-2）	11円

◎ 経口移行加算（1日あたり）

現に経管栄養のご契約者について、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、栄養士、看護師、介護支援専門員、その他多職種共同により経口移行計画を作成し、ご契約者のご家族の同意を得て、管理栄養士が経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合、経口移行加算として180日以内の期間、下記の料金が加算されます。ただし、ご契約者一人につき、一入居一度のみとなります。期間については、ご家族が同意した日から、経口からの食事が摂取可能となり経管栄養を終了した日までとします。

1 経口移行加算	280円
2 うち、介護保険から給付される金額	252円
3 自己負担額（1-2）	28円

◎ 経口維持加算I（1月あたり）

経口で食事が摂取できるものの、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるご契約者に対し、医師の指示に基づき多職種共同により摂食、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、ご契約者又はそのご家族の同意を得て特別な管理をした場合、下記の料金が加算されます。

1 経口維持加算 I	400 円
2 うち、介護保険から給付される金額	360 円
3 自己負担額 (1-2)	40 円

◎ 経口維持加算 II (1月あたり)

経口で食事が摂取できるものの、摂食機能障害を有し、医師による水飲みテストにより誤嚥が認められるご契約者に対し、医師の指示に基づき多職種共同により摂食、嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、ご契約者又はそのご家族の同意を得て特別な管理をした場合、下記の料金が加算されます。

1 経口維持加算 II	100 円
2 うち、介護保険から給付される金額	90 円
3 自己負担額 (1-2)	10 円

◎ 口腔衛生管理加算 I (1月あたり)

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行った場合、下記の料金が加算されます。

1 口腔衛生管理加算 (I)	900 円
2 うち、介護保険から給付される金額	810 円
3 自己負担額 (1-2)	90 円

◎ 口腔衛生管理加算 II (1月あたり)

加算 (I) に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出し有効な実施のために必要な情報を活用している場合、下記の料金が加算されます。

1 口腔衛生管理加算	1100 円
2 うち、介護保険から給付される金額	990 円
3 自己負担額 (1-2)	110 円

◎ 療養食加算 (1回あたり)

医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合、下記の料金が加算されます。

なお、療養食は以下のとおりです。

糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

1 療養食加算	60 円
2 うち、介護保険から給付される金額	54 円
3 自己負担額 (1-2)	6 円

◎ 看取り介護加算 I (1日あたり)

医師が終末期であると判断したご契約者について、ご契約者又はご家族等の同意を得て医師、看護師、介護職員等が共同して看取り計画書を作成し、当施設で看取り介護を行った場合、死亡日を含め 30 日を上限として、死亡月に下記の料金が加算されます。

ただし、在宅に戻ったり医療機関への入院等により、当施設において看取り介護を直接行っていない場合、退去した日の翌日から死亡日までの間は、料金をお支払いいただく必要はありません。また、退居した日から死亡日までの期間が 30 日以上あった場合は、看取り介護加算の算定はありません。

1 看取り介護加算(1) (死亡日以前 31~45 日)	720 円
2 うち、介護保険から給付される金額	648 円
3 自己負担額 (1-2)	72 円

1 看取り介護加算(2) (死亡日以前 4~30 日)	1,440 円
2 うち、介護保険から給付される金額	1,296 円
3 自己負担額 (1-2)	144 円

1 看取り介護加算(3) (死亡日の前日・前々日)	6,800 円
2 うち、介護保険から給付される金額	6,120 円
3 自己負担額 (1-2)	680 円

1 看取り介護加算(4) (死亡日)	12,800 円
2 うち、介護保険から給付される金額	11,520 円
3 自己負担額 (1-2)	1,280 円

◎ 看取り介護加算 II (1 日あたり)

医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際看取った場合、下記の料金が加算されます。

1 看取り介護加算(1) (死亡日以前 31~45 日)	720 円
2 うち、介護保険から給付される金額	648 円
3 自己負担額 (1-2)	72 円

1 看取り介護加算(2) (死亡日以前 4~30 日)	1,440 円
2 うち、介護保険から給付される金額	1,296 円
3 自己負担額 (1-2)	144 円

1 看取り介護加算(3) (死亡日の前日・前々日)	7,800 円
2 うち、介護保険から給付される金額	7,020 円
3 自己負担額 (1-2)	780 円

1 看取り介護加算(4) (死亡日)	15,800 円
2 うち、介護保険から給付される金額	14,220 円
3 自己負担額 (1-2)	1,580 円

※ 当施設における看取り介護とは、医師が病状又は全身状態等から終末期にあると判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が低いと判断したご契約者に対し、その身体的苦痛、苦悩をできる限り緩和し、死に至るまでの期間、そのご契約者が一人の人間として、その人らしく充実し、納得して生き抜くことができるよう、日々の暮らしを営む援助をすることを目的として、ご契約者の尊厳、家族の思いに充分配慮しながら、心を込めて介護を行うことです。

◎ 在宅復帰支援機能加算（1日あたり）

ご契約者が退居し、在宅において介護を受けることについて、ご契約者及びご家族の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医と連携を図る等在宅復帰支援を積極的に行なった結果、算定日の属する月の前6ヶ月間に施設から退居した総数の2割以上の在宅復帰（1ヶ月以上）が実現した場合、入居者に算定月に下記の料金が加算されます。

1 在宅復帰支援機能加算	100円
2 うち、介護保険から給付される金額	90円
3 自己負担額（1-2）	10円

◎ 在宅・入所相互利用加算（1日あたり）

在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入居期間（入居期間については3か月を限度）を定めて、介護老人福祉施設の同一の個室を計画的に利用する場合、下記の料金が加算されます。

1 在宅・入所相互利用加算	400円
2 うち、介護保険から給付される金額	360円
3 自己負担額（1-2）	40円

◎ 特別通院送迎加算（1月あたり）

透析をする入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行なった場合、下記の料金が加算されます。

1 特別通院送迎加算	5,940円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,346円
3 自己負担額（1-2）	594円

◎ 配置医師緊急時対応加算（1回あたり）

配置医師が施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入居者の診療を行なった場合、下記の料金が加算されます。

1 配置医師緊急時対応加算（通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）の場合）	3,250円
---	--------

2 うち、介護保険から給付される金額	2,925 円
3 自己負担額 (1-2)	325 円

1 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間の場合）	6,500 円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,850 円
3 自己負担額 (1-2)	650 円

1 配置医師緊急時対応加算（深夜の場合）	13,000 円
2 うち、介護保険から給付される金額	11,700 円
3 自己負担額 (1-2)	1,300 円

◎ 夜勤職員配置加算（1日あたり）

夜勤職員の最低基準に、1名分の人員を多く配置し且つ夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合、下記の料金が加算されます。

1 夜勤職員配置加算(IV) 1	610 円
2 うち、介護保険から給付される金額	549 円
3 自己負担額 (1-2)	61 円

◎ 生活機能向上連携加算 I（1月あたり）

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合、下記の料金が加算されます。

1 生活機能向上連携加算(I)	1,000 円
2 うち、介護保険から給付される金額	900 円
3 自己負担額 (1-2)	100 円

◎ 生活機能向上連携加算 II（1月あたり）

外部のリハビリテーション専門職等と共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行っている場合、下記の料金が加算されます。

1 生活機能向上連携加算(II)	2,000 円
2 うち、介護保険から給付される金額	1,800 円
3 自己負担額 (1-2)	200 円

◎ 個別機能訓練加算 I（1日あたり）

専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合、下記の料金が加算されます。

1 個別機能訓練加算(I)	120 円
2 うち、介護保険から給付される金額	108 円
3 自己負担額 (1-2)	12 円

◎ 個別機能訓練加算 II（1日あたり）

個別機能訓練加算(I)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内

容等の情報を厚労省に提出し、有効な実施のために必要な情報を活用している場合、下記の料金が加算されます。

1 個別機能訓練加算（Ⅱ）	200 円
2 うち、介護保険から給付される金額	180 円
3 自己負担額（1-2）	20 円

◎ 排せつ支援加算Ⅰ（1月あたり）

排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、入所時の評価・結果を厚労省に提出し且つ、多職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回見直しその計画に基づき支援を継続して実施している場合、下記の料金が加算されます。

1 排せつ支援加算（Ⅰ）	100 円
2 うち、介護保険から給付される金額	90 円
3 自己負担額（1-2）	10 円

◎ 排せつ支援加算Ⅱ（1月あたり）

加算Ⅰの要件を満たしており、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、又はおむつの使用有りから使用なしに改善している場合、下記の料金が加算されます。

1 排せつ支援加算Ⅱ	150 円
2 うち、介護保険から給付される金額	135 円
3 自己負担額（1-2）	15 円

◎ 排せつ支援加算Ⅲ（1月あたり）

加算Ⅰの要件を満たしており、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、且つおむつの使用有りから使用なしに改善している場合、下記の料金が加算されます。

1 排せつ支援加算Ⅲ	200 円
2 うち、介護保険から給付される金額	180 円
3 自己負担額（1-2）	20 円

◎ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ（1月あたり）

入所者等ごとの褥瘡の発生と関連の有るリスクについて厚労省への提出、管理、多職種共同での褥瘡ケア計画の作成、見直しを定期的に行っていった場合、下記の料金が加算されます。

1 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	30 円
2 うち、介護保険から給付される金額	27 円
3 自己負担額（1-2）	3 円

◎ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ（1月あたり）

加算（Ⅰ）に加え入所者等について褥瘡の発生が無かった場合、下記の料金が加算されます。

1 検査マネジメント加算（Ⅱ）	130 円
2 うち、介護保険から給付される金額	117 円
3 自己負担額（1-2）	13 円

◎ 再入所時栄養連携加算（1回あたり）

介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合、下記の料金が加算されます。

1 再入所時栄養連携加算	2,000 円
2 うち、介護保険から給付される金額	1,800 円
3 自己負担額（1-2）	200 円

◎ 介護職員等待遇改善加算（Ⅰ）（1月あたり）

①のサービスの利用料金と②の介護サービス加算額の自己負担額の合計額の1,000分の140の額が、加算されます。

◎ 安全対策体制加算（1回あたり）

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、下記の料金が加算されます。

1 安全対策体制加算	200 円
2 うち、介護保険から給付される金額	180 円
3 自己負担額（1-2）	20 円

◎ 科学的介護推進体制加算Ⅰ（1月あたり）

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他基本的な情報を厚労省に提出し、必要に応じサービス計画を見直す等必要な情報を活用している場合、下記の料金が加算されます。

1 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	400 円
2 うち、介護保険から給付される金額	360 円
3 自己負担額（1-2）	40 円

◎ 科学的介護推進体制加算Ⅱ（1月あたり）

加算Ⅰに加え疾病の状況等の情報も厚労省に提出している場合、下記の料金が加算されます。

1 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	500 円
2 うち、介護保険から給付される金額	450 円
3 自己負担額（1-2）	50 円

③ その他のサービス料金

- ◎ ご契約者が入院又は外泊期間中において、居室がご契約者のために確保されている場合、下記（2）①の居住費をお支払いいただきます。（特定入所者介護サービス費の対象者は、介護保険からの補足給付は6日間のみで、7日目以降は基準費用額の全額となります。）

ただし、事業者が居室（空床）を短期入所生活介護に利用した期間は、居住費をお支払いいただく必要はありません。

- ◎ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ◎ ご契約者に提供する居住費（光熱水費相当）及び食費（食材料及び調理にかかる費用相当）は、別途お支払いいただきます。

ただし、特定入所者介護サービス費の対象者は、一部、介護保険より事業者へ補足給付がありますので減額になります。（下記（2）①②参照）
- ◎ 介護保険からの給付額及び特定入所者介護サービス費の補足給付額に変更があつた場合、変更された額に合わせてご契約者の自己負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費

ご契約者の居住に要する費用（光熱水費相当）です。

料金：1日あたり 2,066円（特別室にあっては1日あたり2,996円）

② 食費

ご契約者に提供する食材料及び調理にかかる費用（食費相当）です。

料金：1日あたり 1,445円

ただし、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、下記料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より事業者へ補足給付されます。

なお、第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。

利用者負担段階	食 費（日額）		居 住 費（日額）	
	基 準 費 用 額	負 担 限 度 額	基 準 費 用 額	負 担 限 度 額
第1段階	1,445円	300円	2,066円	880円
第2段階		390円		880円
第3段階①		650円		1,370円
第3段階②		1,360円		1,370円
第4段階	1,445円		2,066円	

③ 入居時健康診断

入居にあたっては、感染症など疾患の早期発見と心身の状況を把握するため健康診断を行っていただきます。

料金：実費

④ 健康管理費

予防接種や栄養ケア計画作成にあたり1年に1回の血液検査を実施します。

なお、健康状態・身体状態に変化がみられる場合は、随時血液検査を実施します。

料金：実費

⑤ 外出時の送迎・付添

外出時の送迎・付添を希望される場合は、送迎・付添サービスを利用できます。

送迎料金：運行距離1kmあたり 50円

買い物等付添料金：付添時間30分あたり 500円

⑥ 日常生活に必要な物品の購入

個人の嗜好品や個別の生活上の必要によるものの購入など、日常生活に係る便宜の費用は、ご契約者の実費全額負担となっておりますのでご了承ください。

(歯ブラシ、ウエットティッシュ、ティッシュペーパー、ヘアブラシ等)

⑦ 日常生活品の購入代行

衣類、スリッパ、嗜好品等の日常生活品の購入の代行をさせていただきます。施設外で買い物をした場合は、購入代行費用としてご負担いただきます。

利用料金：1回あたり 300円

⑧ 各種申請手続き代行

各種申請手続きを代行させていただきます。

利用料金：1件あたり 300円

⑨ 入院時洗濯サービス

入院中のお世話は、ご家族等にお願いしておりますが、希望により洗濯をご家族に代わって行います。

利用料金：1回あたり 1,000円

⑩ コピーの利用

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合には費用をご負担いただきます。

利用料金：一枚あたり 10円

⑪ 理容・美容

ご契約者の希望により、出張サービスの手配をいたします。

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：2,100円～

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス（調髪、毛染め）をご利用いただけます。

利用料金：2,100円～

⑫ 持込電気製品使用料

個人的な電気製品の持ち込みについては、別途料金をいただきます。

- ・冷蔵庫 利用料金：1月あたり 500円
- ・テレビ 利用料金：1月あたり 500円
- ・パソコン 利用料金：1月あたり 500円
- ・電気あんか 利用料金：1月あたり 500円
- ・電気毛布 利用料金：1月あたり 1,000円

⑬ レクリエーション等

ご契約者の希望により、行事・レクリエーション等に参加した場合は材料費等を負担していただきます。

料金：実費

⑭ 契約終了後の居室の使用

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間について次の料金（1日あたり）をお支払いいただきます。

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	9,000円	9,000円	10,000円	11,000円	11,000円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,000円

⑮ 看取りに伴う特別な費用

施設内で実際に看取った際に生じる費用は別途ご負担いただきます。

料金：実費

◇ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更する2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払いについて（契約書第7条関係）

- ① 前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し請求します。（1ヶ月に満たない期間は、利用日数に基づいて計算した金額）
- ② お支払いの方法は、毎月4日にリコー集金代行口座振替サービスにより銀行口座からの自動引き落としとさせていただきます。なお、振替にかかる手数料はご契約者のご負担とさせていただきます。振替手数料は、前項①の金額に加えて請求させて

いただきます。

- ③ 口座の名義は「ご契約者名」又は「ご家族名」を原則とします。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。

なお、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人財団大西会 千曲中央病院
所 在 地	千曲市杭瀬下 58 番地
診 療 科	内科、肝臓・消化器内科、腎臓内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、消火器外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、婦人科、皮膚科 形成外科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科、人工透析センター
医療機関の名称	医療法人篠ノ井橋病院
所 在 地	千曲市大字雨宮 1636
診 療 科	精神科、神経科

② 協力歯科医院

医療機関の名称	特定医療法人財団大西会 千曲中央病院
所 在 地	千曲市杭瀬下 58 番地

6 施設を退居していただく場合（契約書第8条関係）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの退居の申し出の場合

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が、ご契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者若しくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が、連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合 ※
- ⑤ ご契約者が、介護老人保健施設に入居若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ ご契約者が当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合
6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院期間中であっても入院した日の翌日から 6 日以内（複数の月にまたがる場合は 12 日以内）は所定の利用料金をご負担いただきます。
(外泊時費用の 1 日あたり 246 円と居住費 2,066 円(第 4 段階)の合計額)
- ② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合
3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。
- ③ 居住費について
ご契約者が入院期間中において、居室がご契約者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。（特定入所者介護サービス費対象者の補足給付は 6 日間のみで、7 日目以降は基準費用額の全額となります。）ただし、事業者が居室を短期入所者等に利用した期間は、居住費をご負担いただく必要はありません。

せん。

④ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

⑤ 看取り介護を実施中の入院の場合

看取り介護を実施中に在宅に戻ったり入院をした場合等、施設において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までは、看取り介護加算をご負担いただく必要はありません。また、退居した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上となった場合、看取り介護加算の算定はありません。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第9条関係）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

① 病院若しくは介護老人保健施設又は診療所等の紹介

② 居宅介護支援事業者の紹介

③ その他保健医療サービス又はサービスの提供者の紹介

7 身元保証人について（契約書第12条関係）

契約締結にあたり、ご契約者の家族等に身元引受人をお願いすることになります。身元保証人には、次の各号の責任を負っていただきます。

ただし、身元保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

① ご契約者の利用料などの経済的な債務について、ご契約者と連帯してその履行の責任を負っていただきます。

② ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合には、入院手続が円滑に進行するように協力していただきます。

③ 契約終了の場合、ご契約者の状態に見合った適切な受入先の確保に協力していただきます。

④ ご契約者が死亡した場合には、遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置を行っていただきます。

8 苦情の受付について（契約書第14条関係）

(1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受け窓口

〈職名〉 生活相談員 森正樹

② 苦情解決責任者

〈職名〉 施設長 中島好二

③ 受付時間

月曜日～土曜日 10：00～17：00

また、苦情受けボックスを事務室受付に設置しています。

(2) 第三者委員

〈職名〉 市川 泉 (評議員)

〈職名〉 中村 勤 (監事)

※ 苦情解決までの流れについては、「特別養護老人ホームメディケア千曲中央の苦情解決制度のお知らせについて」をご覧ください。

(3) 行政機関その他苦情受付け機関

千曲市健康福祉部 高齢福祉課	所在地 電話番号 受付時間	千曲市大字杭瀬下 2 丁目 1 番地 026-273-1111 (FAX) 026-273-1004 9:00~17:00
千曲市社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	千曲市大字戸倉 2388 番地 026-276-2687 (FAX) 026-214-7776 9:00~17:00
長野県国民健康保険団体 連合会苦情相談窓口	所在地 電話番号 受付時間	長野市大字西長野字加茂北 143 番地 8 026-238-1580 (FAX) 026-238-1581 9:00~17:00
長野県健康福祉部 介護支援課	所在地 電話番号 受付時間	長野市大字南長野字幅下 692 の 2 026-235-7121 (FAX) 026-235-7394 9:00~17:00

9 福祉サービス第三者評価の受審状況について

(福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。)
当施設は現時点に於いて第三者評価の実施はありませんが、受審に向け努めているところです。

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人大西福祉会 特別養護老人ホームメディケア千曲中央

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、施設のサービス担当者会議等での契約者並びに身元保証人の情報を用いる他、入院や看取り介護、退居等に際して、医療機関、居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者
住 所 _____

氏名 _____ 印 _____

身元保証人
住 所 _____

氏名 _____ 印 _____
(契約者との続柄)

〈重要事項説明書付属文書〉

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 2階建
- (2) 建物の延べ床面積 1,570.42 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成29年5月16日指定

長野県指定 2071801001号 定員10名

- (4) 施設の周辺環境

しなの鉄道「屋代駅」や千曲市役所に近いなど千曲市の中心部に位置しているほか、千曲中央病院に隣接しているため、生活・介護・医療の周辺環境に恵まれている。

2 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言等を行います。又、機能訓練も行います。
14名の常勤介護職員を配置しています。

生活相談員………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援、機能訓練も行います。

1名の生活相談員（兼務）を配置しています。

看護職員………主にご契約者の健康管理や療養上のお世話をいますが、日常生活上の介護、介助及び機能訓練も行います。

1名の常勤看護職員を配置しています。

機能訓練指導員……ご契約者毎の個別機能訓練計画の作成及び機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員（兼務）を配置しています。

介護支援専門員……ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員（兼務）を配置しています。

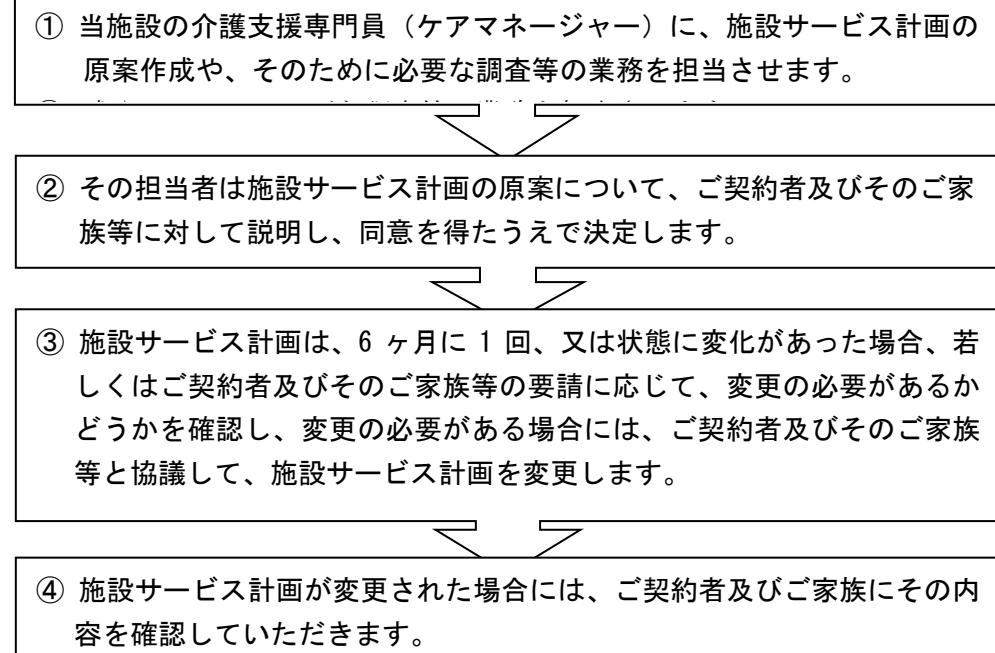
管理栄養士……ご契約者に対して食事に関する栄養管理を行います。
1名の管理栄養士を配置しています。

医師………ご契約者に対して健康上の管理及び療養上の指導等を行います。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 施設サービス計画（ケアプラン）（契約書第3条関係）

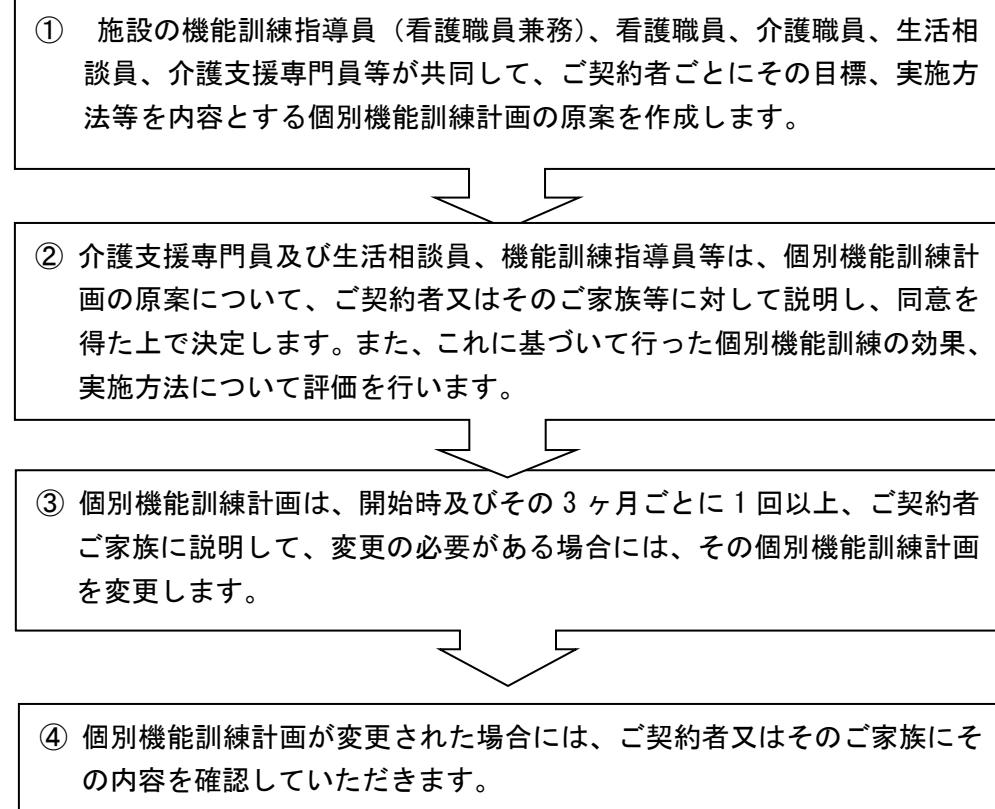
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。



4 個別計画の作成からサービス提供までの流れ

(1) 個別機能訓練計画

ご契約者に対する具体的な機能訓練の内容については、入居後作成する「個別機能訓練計画」に定めます。「個別機能訓練計画」の作成及びその変更は次のとおり行います。



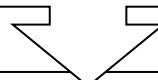
(2) 看取りに関する計画

ご契約者に対する具体的な看取りに関する計画の内容については、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断したご契約者について、「看取りに関する計画」に定めます。「看取りに関する計画」の作成及びその変更是次のとおり行います。

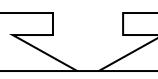
- ① 医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、回復の見込みが無いと診断したご契約者について、介護支援専門員は、医師、看護師、介護職員、管理栄養士等と共同して、看取りに関する計画の原案を作成します。



- ② 看取りに関する計画は、医師がご契約者又はそのご家族等に対して診断内容を十分説明し、終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得たうえで決定します。その際、介護支援専門員はご契約者又はそのご家族に対し看取りに関する指針の内容を説明するものとします。



- ③ 看取りに関する計画については、介護支援専門員、医師、看護師、介護職員等が共同して、開始時及び週に1度以上、定期的にご契約者又はそのご家族に対して説明し、同意を得ながら実施します。



- ④ ご契約者又はそのご家族が医療機関への入院等に希望を変更した場合も、介護支援専門員等は入院等に向け速やかに対応し、医療機関への情報提供等を含め継続して支援を行います。

(3) 経口移行計画

ご契約者に対する具体的な経口移行計画の内容については、現に経管により食事を摂取しているものの、医師が経口による食事摂取が可能であると判断し、医師の指示を受けたご契約者について、「経口移行計画」に定めます。「経口移行計画」の作成及びその変更は次のとおり行います。

① 現に経管により食事を摂取しているものの、医師が経口による食事摂取が可能であると判断したご契約者について、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員、介護職員等が共同して、ご契約者ごとに経口移行計画の原案を作成します。

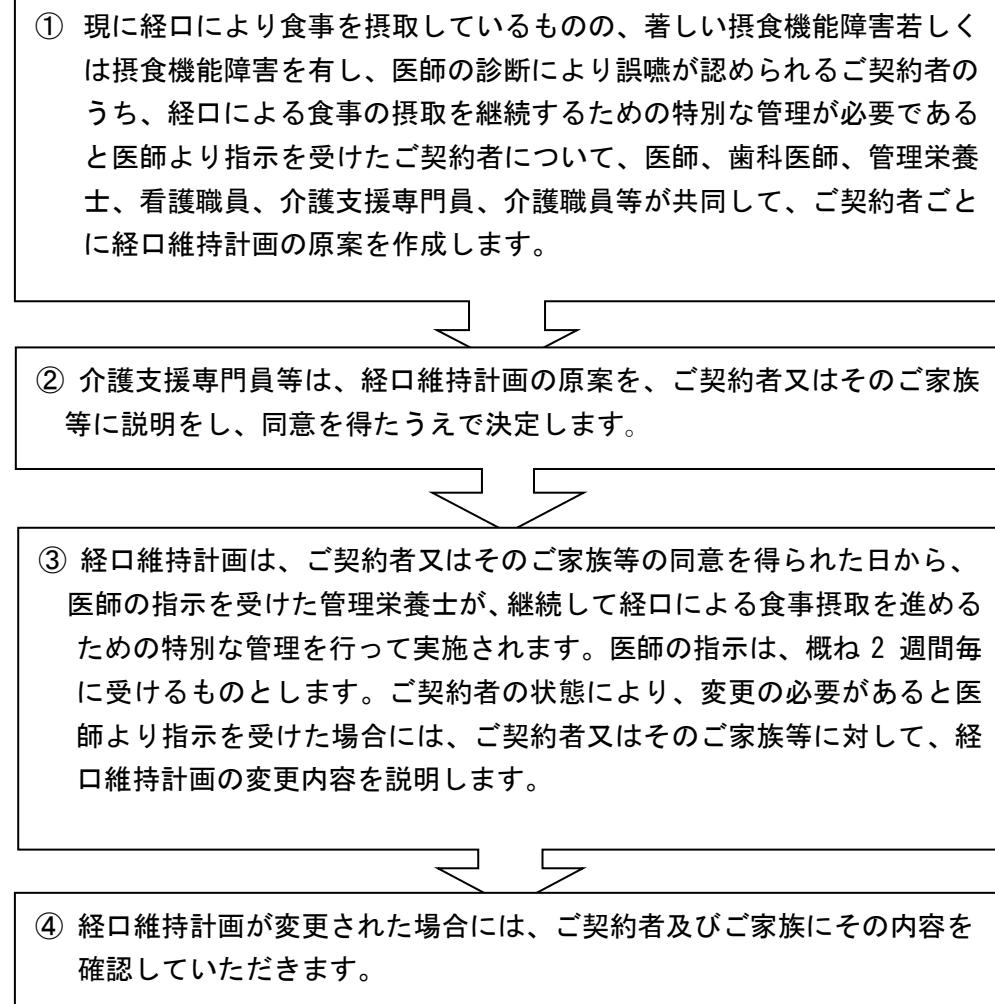
② 介護支援専門員等は、経口移行計画の原案を、ご契約者又はそのご家族等に説明をし、同意を得たうえで決定します。

③ 経口移行計画は、ご契約者又はそのご家族等の同意を得られた日から起算して180日以内の期間において、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行って実施されます。医師の指示は、概ね2週間毎に受けるものとします。ご契約者の状態により、変更の必要があると医師より指示を受けた場合には、ご契約者又はそのご家族等に対して、経口移行計画の変更内容を説明します。

④ 経口移行計画が変更された場合には、ご契約者及びそのご家族に内容を確認していただきます。

(4) 経口維持計画

ご契約者に対する具体的な経口維持計画の内容については、現に経口により食事を摂取しているものの、著しい摂食機能障害若しくは摂食機能障害を有し、医師の診断により誤嚥が認められるご契約者のうち、経口による食事の摂取を継続するための特別な管理が必要であると医師より指示を受けたご契約者について、「経口維持計画」に定めます。「経口維持計画」の作成及びその変更は次のとおり行います。



5 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③ 事業者及びサービス従事者は、感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止に努めます。
また、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、例外的にご契約者又は他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ず実施する場合は、ご家族の同意を得るとともに、記録を作成するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。また、市町村の委託による、ご契約者に対する要介護認定調査の業務を行います。

- ⑦ 事業者は、サービス提供時において、ご契約者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うとともに、ご家族及び管理者・市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
- ⑧ ご契約者に提供したサービス及び事故の発生については記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑨ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等でご契約者又はご家族の情報を用いることがある他、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合や看取り介護の際には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。

6 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限

入居にあたり、利用者がその場で食べられる分の食べ物、職員が依頼した物品以外は、原則として持ち込むことはできません。

ただし、居室で使用する備品等については、日頃使い慣れている家具・テレビ等を持ち込むことができます。

（2）面会

面会時間 9:00～20:00

☆ 来訪者は、必ずその都度面会カードに記入し、受付へお渡しください。

（3）外出・外泊

外出・外泊される場合は、事前にお申し出ください。

なお、ご契約者が外泊の場合は、所定の外泊時費用をご負担いただきます。また、ご契約者が外泊期間中において、居室がご契約者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。

ただし、事業者が居室（空床）を短期入所生活介護に利用した場合は、当該期間の外泊時費用・居住費をお支払いいただく必要はありません。

（4）食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には重要事項説明書 5 (2) ②に定める「食費」は減免されます。

(5) 施設設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に、又はわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の負担により原状に復していただか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 噫煙

敷地内及び施設内では喫煙はできません。

7 損害賠償について（契約書第11条関係）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。